

公益財団法人 長門市文化振興財団役員等の報酬等支給規程

# 公益財団法人 長門市文化振興財団役員等の報酬等支給規程

(趣 旨)

## 第1条

この規程は、公益財団法人長門市文化振興財団（以下「財団」という。）の役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬の支給について定めるものとする。

(報 酬)

## 第2条

- 1 財団の事業執行に必要な会議に出席した評議員役員等には、報酬を日額として支給する。
- 2 理事長、専務理事については、報酬を月額として支給する。
- 3 報酬の額及び支給方法は評議員会において定める。

(手 当)

## 第3条

- 1 専務理事には手当を支給することができる。
- 2 手当は次のとおりとし、その額及び支給方法は理事長が別に定める。
  - (1) 通勤手当

(費用弁償)

## 第4条

役員等が職務のため市外に旅行したときは、旅費を支給する。

(退職手当)

## 第5条

理事長、専務理事の退職手当については、別に定める。

(委任)

## 第6条

この規程に定めるもののほか必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

## 別表（第2条関係）

### 理事及び監事の報酬等の額

#### 報酬額

区 分	報 酬
理 事 長	月額 50,000 円 以内
専務理事（常勤）	月額 180,000 円 以内
常務理事（常勤）	月額 115,000 円 以内
理 事（非常勤）	日額 10,000 円
監 事（非常勤）	日額 10,000 円

#### 費用弁償

非常勤で報酬を受ける者には、費用弁償をすることができる。ただし、市内在住者については適用しない。費用弁償の額は、財団旅費規程による。

### 評議員の報酬等の額

報酬額 日額 10,000 円

#### 費用弁償

報酬を受ける者には、費用弁償をすることができる。ただし、市内在住者については適用しない。費用弁償の額は、財団旅費規程による。